

公立大学法人県立広島大学授業料等の減免及び徴収猶予に関する規程

平成19年4月1日

法人規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学授業料等に関する規程（平成19年法人規程第81号）第4条の規定による授業料の減免及び徴収猶予の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 授業料の減免の種類は、半額免除及び全額免除とする。

2 授業料の半額免除を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する学生であつて、学費の支弁が困難であり、かつ、学業優秀であると理事長が認めたものとする。

(1) 学生と生計を一にする家族全員（以下「世帯」という。）の前年度の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が別表第1に掲げる収入基準額（以下「収入基準額」という。）以下である場合

(2) 前号の世帯を構成する者（以下「世帯員」という。）が、災害等により損害を受け、又は死亡、傷病その他急変的事情（以下「急変的事情」という。）により収入が得られなくなり又は収入が著しく減じ、世帯の申請年度における総所得金額合計額の見込額が収入基準額以下となる見込である場合。ただし、対象となる急変的事情は当該年度又は当該年度の前年度に発生したものに限り。

3 授業料の全額免除を受けることができる者は、災害により、世帯員が死亡し、又は居住する家屋が全半壊（全半焼含む）した場合で、学費の支弁が特に困難であり、かつ、学業優秀であると理事長が認めたものとする。

4 前2項の「学業優秀である」とは、減免を受けようとする学期の前の学期までにおいて、別表第2に掲げる減免を受けようとする学期に応じた標準修得単位数を修得している者で、標準修業年限を超えていないものをいう。ただし、休学若しくはその他正当な事由によって単位を修得できなかった学期を有する場合は、単位を修得した学期数に応じた学期をもって、別表第2を適用し、標準修業年限に係る判定を行う。

5 第2項及び第3項に規定する授業料の減免を受けることのできる者は、特別の事情がない限り、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金等を受給していなければならない。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合においては、当該奨学金の推薦基準を満たし、かつ、当該奨学金の受給申請（奨学金申込）をしている者は、奨学金を受給している者とみなす。

(留学生に係る収入額算定等の特例)

第3条 留学生（教育を受ける目的で本学に在籍する外国籍学生）の世帯の総所得金額の合計額については、前条第2項の規定にかかわらず、次により算定するものと

する。ただし、留学生の世帯については、国内に在住し留学生と生計を一にする家族がある場合を除き、単身世帯とみなす。

総所得金額の合計額＝学生と生計を一にする世帯員の仕送り額、アルバイト等の所得金額及び給付型奨学金等の合計額

2 前条第5項の規定は、留学生には適用しない。

(減免を行う期間)

第4条 授業料の減免を行う期間は、年度を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

2 前項の期間は、年度を超えない範囲内で必要と認められる期間、これを延長することができる。

(徴収猶予)

第5条 授業料の徴収猶予を受けることのできる者は、第2条第2項及び第3項に掲げる者に準ずる者であって一時的に学費を支弁することが困難であると理事長が認めたものとする。

2 第4条の規定は、徴収猶予を行う期間について準用する。ただし、卒業又は修了(以下「卒業等」という。)が見込まれる者については、次のとおりとする。

(1) 年度末卒業(修了)見込みの者

当該年度の10月末日までの範囲内で必要と認められる期間

(2) 前期末卒業(修了)見込みの者

当該年度の徴収猶予は認められない

(申請手続)

第6条 授業料の減免を受けようとする者は、別記様式第1号(第3条に定める留学生については、別記様式第2号)の申請書に、徴収猶予を受けようとする者は、別記様式第3号(第3条に定める留学生については、別記様式第4号)の申請書に、指定する証明書等を添え、理事長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期間は、次のとおりとする。

(1) 減免の場合

4月分から9月分まで及び4月分から翌年の3月分までの授業料については
6月1日から7月10日まで

10月分から翌年の3月分までの授業料については10月1日から10月20日まで

ただし、第2条第2項第2号又は同条第3項に該当する場合は、当該事由の生じた都度

(2) 徴収猶予の場合

4月から、翌年の3月までの任意の期間で申請する場合は、1月20日から2月20日まで

10月から、翌年の3月までの任意の期間で申請する場合は、7月20日から8月20日まで

ただし、新入生が4月から翌年の3月までの任意の期間で申請する場合は、入学式後から4月20日までとする。

3 第2条第2項第2号及び同条第3項に係る申請が受理された者については、その可否の決定があるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

4 第1項に規定する授業料の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の申請を行う者は、前年度中に納付すべき授業料の全額を納付していなければならない。

（決定）

第7条 理事長は、前条第1項の申請書を受理したときは、事実を調査し、年度ごとに決定する減免予定総額の範囲内において、授業料の減免等を決定するものとする。

2 理事長は、授業料の減免等を決定したときは、必要な事項を本人に通知するものとする。

（減免等の取消し）

第8条 授業料の減免等を受けた者は、当該免除等に係る事由が消滅したときは、別記様式第5号により直ちにその旨を理事長に届け出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による届出があったとき又は減免等の事由が消滅したと認めるときは、当該減免等を取り消すものとする。

3 理事長は、虚偽の申請により、授業料の減免等を受けた者であることが判明したときは、直ちに当該減免等を取り消すものとする。

4 理事長は、授業料の減免等を受けた者が、学則その他本学の定める規定等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、当該減免等を取り消すことができる。

（徴収猶予等を受けている者の授業料の納付等）

第9条 授業料の徴収猶予の期間が満了したとき若しくは前条第2項の規定により徴収猶予措置を取り消されたとき又は徴収猶予期間中において退学するときは、理事長が別に指定する期日までに徴収猶予を受けた授業料の全額を納付するものとする。

2 前条第3項の規定により授業料の減免等を取り消されたときは、理事長が別に指定する期日までに減免等を受けた授業料の全額を納付するものとする。

3 授業料の徴収猶予を受けている者がその期間中において死亡したとき又は疾病その他特別の事情により退学するときで、授業料の納付が困難であると認められるときは、徴収猶予を受けた授業料の全部又は一部を免除することができる。

（大学間協定に基づく免除）

第10条 次の各号に掲げる者は、それぞれの当該各号に定める徴収金を免除する。

(1) 単位互換協定に基づく特別聴講学生 入学者選抜料，入学料及び聴講料

(2) 交流協定に基づく外国人留学生 入学者選抜料，入学料及び授業料

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に県立広島大学に在学し、引き続き在学する者のうち、改正前の公立大学法人県立広島大学授業料等の減免及び徴収猶予に関する規程（以下「旧規程」という。）により、授業料の減免の決定が行われていた者が、改正後の公立大学法人県立広島大学授業料等の減免及び徴収猶予に関する規程（以下「新規程」という。）による基準を満たさない場合で、かつ、旧規程の基準を満たす場合には、新規程にかかわらず、授業料の減免を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの期間に限り、この規程の施行前から引き続き在学する者については、第2条第4項の規定のうち「標準修業年限を超えていないもの」の規定を適用しない。
- 3 平成30年3月31日までの期間に限り、この規程の施行前から引き続き在学する者のうち、標準修業年限内での卒業等が不能になった者については、第2条第5項の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1（第2条，第3条関係）

収入基準額表

世帯員数（人）	収入基準額（円）
1	1,670,000
2	2,660,000
3	3,060,000
4	3,340,000
5	3,600,000
6	3,780,000
7	3,950,000

（注）世帯人数が7人を超える場合は，1人増すごとに170,000円を世帯員数7人の収入基準額に加算する。

別表第2（第2条，第3条関係）

標準修得単位数表

区分	学年	学期	標準修得単位数
学部	1年次	前期	※
		後期	卒業必要単位数の1/8以上
	2年次	前期	卒業必要単位数の2/8以上
		後期	卒業必要単位数の3/8以上
	3年次	前期	卒業必要単位数の4/8以上
		後期	卒業必要単位数の5/8以上
	4年次	前期	卒業必要単位数の6/8以上
		後期	卒業必要単位数の7/8以上
助産学専攻科		前期・後期	※
大学院修士課程	1年次	前期	※
		後期	修了必要単位数の1/4以上
	2年次	前期	修了必要単位数の2/4以上
		後期	修了必要単位数の3/4以上
大学院博士課程	1年次	前期・後期	※
	2年次	前期・後期	修了必要単位数の1/3以上
	3年次	前期・後期	修了必要単位数の2/3以上

※ 入学試験合格をもって標準修得単位数を修得しているものとみなす。